

## 第390回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

1 日時 令和5年1月17日(火) 午後2時から午後3時まで

2 場所 倉吉シティホテル 3F カサブランカ  
(鳥取県倉吉市山根543-7)

3 出席者 委員：板倉委員、山根委員、朝日田委員、灘本委員、寺田委員、永田委員  
近廻委員、佐々木委員、井本委員  
鳥取県：(水産振興局) 國米局長、本田漁業調整課係長  
(境港水産事務所) 志村係長  
事務局：氏事務局長、松田次長、西田書記、足立主事

4 傍聴者 1名

### 5 議事

- (1) 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について(協議)
- (2) 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について(諮問)
- (3) 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理区分に配分する漁獲可能量について(諮問)
- (4) 漁業権一斉切替えに係る漁場計画(素案)について(協議)
- (5) その他
  - ・専決処分した議案の報告について(報告)
    - ① 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの知事管理区分に配分する漁獲可能量について
    - ② 令和4年漁期の島根県漁業者を対象としたなまこ漁業の許可に係る有効期間の短縮について

### 6 議事の経過及び結果

事務局が開会を宣言し、板倉会長の挨拶の後、議事に入った。議事録署名委員は会長より井本委員と近廻委員が指名された。

#### 議事1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について(協議)

本田係長が資料1に基づき説明した。

[板倉会長] まず網の中海と境水道の許可というのは、島根県との入会だと思いますが、これは

鳥取県だけの許可でよいと、理解しても良いですか。

〔本田係長〕 ます網漁業は、中海に操業区域がありますが、島根県との2枚許可の対象とはなっていない。島根県と有効期間の調整を図ったときには、2枚許可の分についてのみ3年としており、このたびの改正についても、念のため島根県にも確認を取り、5年にするということについて了解を得ています。

〔板倉会長〕 では、鳥取県だけということですね。

〔本田係長〕 はい。

〔板倉会長〕 分かりました。その他御意見は無いですか。

〔國米水産振興局長〕 イワガキについてお尋ねしますが、ノロウイルスの関係で、いろいろ検査をして、6月1日としていたと思います。もう少し早くしても大丈夫ではないか、という意見があったような気がします。検討はしていますか。

〔本田係長〕 イワガキの解禁日を早めるという意見は、鳥取県漁協の中から、少し声が上がっていると認識しています。最近、6月1日より前でも、しっかりとミルクが入っているものがあるのではないかとこのことで、まずは栽培漁業センターで本当に成熟しているのか実態を確認し、それから、6月1日～8月31日という漁期についても、元々は資源管理という観点から、この期間を定めています。その期間の前倒しは、本当にその周期も含めて、操業時期を全て見直す必要はないかという議論もありますので、これからの検討段階だと認識をしています。また、1点補足ですが、先ほど、ます網漁業については、鳥取県の判断だけでできるのかという質問が、会長からありました。中海には、定置網が2種類あり、今回は、ます網について議題に上げていますが、もう一つ、ふくろ網というものがあり、そちらは、漁具の構成としては、ます網とほとんど同じような、よくある定置網の構成になっていますが、若干小型で場所を結構移動し、島根県の海域でも行うので、2枚許可として取り扱っています。ます網は、若干規模が大きいので、場所を移動しない小型定置網という定義です。

〔國米水産振興局長〕 はい。分かりました。ありがとうございます。

〔板倉会長〕 少し補足ですが、網代の場合は、カキを獲る人たちの中には、沖合底びき網の船員もいるので、底びき網の漁期が終了してからでなければ獲らないようにという協定があるようで、5月31日からになっているようです。その様なことも踏まえて、31日で良いと思います。

〔國米水産振興局長〕 はい。分かりました。

〔板倉会長〕 そのほか御意見は無いですか。

〔全委員〕 異議なし。

## **議事2 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問）**

**〔原案に同意する旨決議された。〕**

足立主事が資料2に基づき説明した。

〔板倉会長〕5ページのかわはぎかご網漁業のところ、許可または起業の認可をすべき船舶等の数というのがありますが、船舶に許可しているものか、人に許可するものか、その辺りはどうなっていますか。

〔足立主事〕かご網漁業については、人及び船舶ごとの許可になっています。今回公示する漁業の種類では、説明資料の1ページ目の、潜水器漁業、あわび漁業、なまこ漁業の3つについては、許可の有効期間満了のため公示をしますが、こちらは人ごとの許可になっています。御質問の、かご網漁業、まき刺網漁業、固定式刺網漁業は、それぞれ人及び船舶ごとの許可です。

〔板倉会長〕どうもありがとうございました。その他、皆さん、御質問等は無いですか。無いようでしたら、原案に同意するという事で良いですか。

〔全委員〕異議なし。

〔板倉会長〕はい。ありがとうございました。それでは、事務局の案に同意するという事で、答申します。

### **議事3 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）**

**〔原案に同意する旨決議された。〕**

松田次長が資料3に基づき説明した。

〔板倉会長〕先ほどの説明について、御質問、意見等はありませんか。これは、今までどおりということですか。それでは、原案に同意するという事で、よろしいですか。

〔全委員〕異議なし。

〔板倉会長〕それでは、事務局の案に同意するという事で、答申します。

### **議事4 漁業権一斉切替えに係る漁場計画（素案）について（協議）**

本田係長が資料4に基づき説明した。

〔板倉会長〕ただいまの説明に、何か御質問等、意見はありますか。

〔全委員〕異議なし。

## **議事 5 その他**

### **・専決処分した議案の報告について（報告）**

- ① 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの知事管理区分に配分する漁獲可能量について**
- ② 令和4年漁期の島根県漁業者を対象としたなまこ漁業の許可に係る有効期間の短縮について**

松田次長が資料5に基づき説明した。

〔板倉会長〕 この件に関して、何かトラブル等はないですか。

〔松田係長〕 はい。トラブルはないです。

〔板倉会長〕 どうもありがとうございました。それでは、他に御意見が無いようでしたら、報告の内容を承認ということで良いですか。

〔全委員〕 異議なし。

〔板倉会長〕 それでは、専決処分の報告について、承認したということにしたいと思います。

## **7 その他**

〔本田係長〕 先ほど漁業権の切替えについて、漁場計画の素案ということで説明をしました。協議について御同意いただきましたので、今後パブリックコメントの手続きに進みたいと思っています。先ほど、スケジュールのところでも説明をしましたが、パブリックコメントが終わり次第、こちらの委員会へ再び諮問をしたいと思っていますので、3月の中頃に、委員会の日程を調整したいと思います。お忙しいところとは思いますが、よろしく願いいたします。

〔板倉会長〕 そのほかに無いでしょうか。無いようでしたら、協議を終わりにして、進行を事務局に返したいと思います。

## **8 閉会**

〔氏事務局長〕 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

令和5年1月17日

議長会長

署名委員

署名委員